

許可番号 00821193771

産業廃棄物処分業許可証

住所 茨城県那珂郡東海村村松3135番地の391

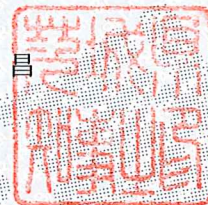
氏名 株式会社 東海クリーン

代表取締役 沼田 元良

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 橋本 昌



許可の年月日 平成29年 2月 27日

許可の有効年月日 平成34年 2月 26日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処分

焼却：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上12種類

破砕：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上8種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成29年 2月 27日	新規許可		
平成29年 3月 14日	変更届（住所の変更）		
	以下 余 白		

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地，処理施設及び保管施設の概要

茨城県那珂郡東海村大字 3 1 3 5 番地 3 9 1 外 1 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設	50 t / 日 (24 時間)	汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ， 廃プラスチック類（石綿含有産業 廃棄物を除く。），紙くず，木くず， 繊維くず，ゴムくず，がれき類（石 綿含有産業廃棄物を除く。）金属 くず，ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず（石綿含有産 業廃棄物を除く。） 以上 1 2 種 類	平成 28 年 12 月 13 日 平成 21 年 11 月 9 日 1-1-081
焼却施設	40 t / 日 (24 時間)	汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ， 廃プラスチック類（石綿含有産業 廃棄物を除く。），紙くず，木くず， 繊維くず，ゴムくず，金属くず， ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄 物を除く。），がれき類（石綿含有 産業廃棄物を除く。） 以上 1 2 種類	平成 28 年 12 月 13 日 平成 21 年 11 月 9 日 1-1-0182
破碎施設	廃プラスチック類 の破碎施設 17.6 t / 日 (8 時間) 木くずの破碎施設 42.4 t / 日 (8 時間) がれき類の破碎施設 60.0 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類（石綿含有産業 廃棄物を除く。），紙くず，木くず， 繊維くず，ゴムくず，金属くず， ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄 物を除く。），がれき類（石綿含有 産業廃棄物を除く。） 以上 8 種 類	平成 28 年 12 月 13 日 平成 21 年 11 月 9 日 1-1-0183